

永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年4月26日

福井県吉田郡永平寺町長

## 永平寺町規則第11号

永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成21年永平寺町規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条を第14条とし、同条の前に次の4条を加える。

(利用状況及び管理達成基準の設定)

第10条 町長等は、指定管理者を指定する施設ごとに、事業計画書及び協定書等に基づき、利用状況及び管理の達成基準(以下「管理達成基準」という。)を定めるものとする。

(年度評価)

第11条 町長等は、指定期間中の各年度終了後、当該年度における指定管理者による管理の状況について評価を行う。

2 前項の評価は、管理達成基準並びに事業計画書及び協定書の内容を基準として、管理目標が達成されているかどうかについて行う。

(総合評価)

第12条 町長等は、指定期間が満了する前年度(以下「指定期間満了前年度」という。)において、当該指定期間の始期から指定期間満了前年度までの期間に係る指定管理者による管理の状況について評価を行う。

(指定管理者となることができない法人等)

第13条 本町の町議会議員の議員又はその配偶者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人又は清算人(以下「無限責任社員等」という。)に就任している法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

2 本町の町長、副町長若しくは第6条第1項の候補者の選定の審査に関与する本町の職員又はそれらの配偶者が無限責任社員等に就任している法人その他の団体(町が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体を除く。次項において同じ。)は、指定管理者になることができない。

3 本町の地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員若しくは地方公営企業の管理者(以下「委員等」という。)又は委員等の配偶者が無限責任社員等に就任している法人その他の団体は、指定管理者になることができない。ただし、管理することとなる公の施設の業務が当該委員等の職務に関するものでないときは、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体は、指定管理者となることができない。

- (1) 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成21年永平寺町条例第19号)第10条第1項の規定に基づく指定の取消しを受けたもの
- (2) 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成21年永平寺町規則第16号)第12条の総合評価において公の施設の管理を継続させることが適当でないと評価を受けたもの
- (3) 役員又は使用人のうち前2号に該当するものの役員又は使用人であった者(第1号の取消し又は第2号の評価の原因となった管理に関与したことがない者を除く。)を含むもの

第6条第2号中「管理」の次に「並びに協定事業(町と指定管理者が主に基本協定において定めるもので、指定管理料を原資とする基本的かつ施策的な性質を有する事業をいう。以下同じ。)及び自主事業(指定管理者が費用を負担して自主的に実施される事業をいう。以下同じ。)」を加え、同条中第8号を第16号とし、第5号から第7号までを8号ずつ繰り下げ、第4号を第12号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (6) 収支差額の取扱いに関する事項
- (7) 指定管理料に関する事項
- (8) 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項
- (9) 利用者の安全の確保その他の危機管理に関する事項
- (10) 施設の改修等を行う場合の町と指定管理者との経費負担等に関する事項
- (11) リスク分担に関する事項及び損害賠償責任保険の加入に関する事項

第6条第3号中「管理」の次に「並びに協定事業及び自主事業」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)制度を採用する場合の利用料金に関する事項
- (4) 協定事業及び自主事業に係る収入に関する事項

第6条を第9条とし、第2条から第5条までを3条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の3条を加える。

(公の施設の管理に関する指定管理者制度の採用の是非の検討)

第2条 町長等は、公の施設の設置をし、又は公の施設の運営について変更しようとするときは、当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために、直営(本町が自ら公の施設を管理することをいい、業務委託を含む。以下同じ。)と指定管理者による管理のいずれが適当か検討し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討においては、公共サービスの水準の確保の観点から行わなければならない、経費の節減のみを目的として指定管理者制度を導入してはならない。

(指定管理者による管理の導入要件)

第3条 指定管理者に本町の公の施設の管理を行わせるには、次の基準に適合することを要するものとする。

- (1) 指定管理者による公の施設の管理によって、次のいずれかの効果が得られる等、公の施設の設置の目的が効果的に達成されることが見込まれること。

- 1 法人その他の団体が有する専門的な知識経験を活用した当該公の施設に係る事業の適切な実施が図られること。
  - 2 当該公の施設の営業については、住民の利用に係る利便性の向上が図られること。
  - 3 住民による当該公の施設の設置目的に沿った利用の充実が見込まれること。
- (2) 公の施設の管理者に関する法令の規定に違反しないこと。
- (3) 次の施設に該当しないこと。
- (1) 公の施設に係る事業が長期の継続的な方針の下に行われる必要があり、期間を設定することが適切でない施設
  - (2) 公の施設の利用者に対する役務提供についての信頼関係を継続する見地から期間を限定することが適当でない施設

(指定期間)

第4条 指定期間(指定管理者を指定して公の施設の管理を行わせる期間をいう。以下同じ。)は、5年間として定めるものとする。ただし、指定期間の満了後に改めて、同じものを指定管理者として指定することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、指定期間を同項の機関よりも短縮し、又は10年を上限として伸長することができる。

様式第1号中「3」を「6」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「5」を「8」に改める。

【様式：ファイルの編集は、改め文を作成できません。ステップ4実行後、手動で改め文を加えてください。】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。